

## 藤枝市こども食堂実施事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、こどもが健やかに育成されるよう環境の整備及びこどもの見守り体制の強化を図るため、居場所型こども食堂及び宅食型こども食堂(以下「こども食堂事業」という。)を運営する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則(平成17年藤枝市規則第2号)及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 居場所型こども食堂 こどもの居場所づくりを目的として、地域の人とのふれあい、学習支援の場等を提供する活動であって、無料又は低料金による食事の提供を定期的に行うものをいう。
- (2) 宅食型こども食堂 見守り体制強化を目的として、食事を個々の家庭に配達し、無料又は低料金によるサービスを定期的に行うものをいう。
- (3) こども 19歳未満の者をいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次に掲げる要件を満たすものとする。

#### (1) 居場所型こども食堂

ア 1年度当たり12回以上実施すること。ただし、天災地変その他の事情により中止することがやむを得ないと市長が認めたときは、この限りではない。

イ 1回当たりの実施時間が、2時間以上であること。

#### (2) 宅食型こども食堂

ア 市内在住のこどものいる世帯のうち、妊娠や子育てに不安感を持つ家庭を対象として実施していること。

イ 提供する内容は、主食と副食を組み合わせた調理済みの食品であること。

ウ 利用者1人当たり、原則として毎月1回以上実施するものであること。ただし、天災地変その他の事情により中止することがやむを得ないと市長が認めたときは、この限りでない。

(補助事業者)

第4条 補助の対象となる者は、補助事業を実施するものであって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 藤枝市内に活動拠点を有していること。
- (2) 3人以上の構成員で組織していること。
- (3) 会則又は規約等を有し、責任者が明確であって、団体として独立した経理を行っていること。
- (4) 補助事業に係る経理と補助事業以外の事業等に係る経理を区分し、当該補助事業の収支を明らかにできること。
- (5) 政治活動、宗教活動、営利活動若しくは特定の公職者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦し、支持し、若しくは反対する活動又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある活動を目的としない者であること。
- (6) 市や県等の補助金又は助成金を活用し、概ね1年以上の活動実績があること。ただし、地区交流センターを拠点とし、継続性のある活動実績がみとめられる場合は、この限りではない。
- (7) 補助事業の実施に関し、市からこの要綱に基づく補助金以外の助成金又は補助金を重複して受けていないこと。
- (8) 利用者に対し、必要に応じて相談支援機関の紹介等の支援を行う体制があること。

(補助対象経費及び補助額)

第5条 補助の対象となる経費及び補助額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第6条 補助金を受けようとする者は、藤枝市子ども食堂実施事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 団体の会則又は規約等
- (4) 構成員の名簿
- (5) 資金状況調べ（第4号様式）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 概算払の承認を受けようとする場合には、交付申請の際、併せて申請しなければ

ばならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、補助金の交付申請があったときは、事業の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書（第5号様式）により通知する。

(交付の条件)

第8条 交付の決定に際しては、次に掲げる事項を条件とする。

- (1) この要綱の目的を達成するため、本市が実施する調査に協力すること。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。ただし、交付決定額の20パーセント以内の軽微な変更についてはこの限りでない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。
- (4) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならないこと。

(変更等の承認申請)

第9条 補助事業者は、補助対象事業の変更承認申請を受けようとするときは、補助金変更承認申請書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書（第2号様式）
- (2) 変更収支予算書（第3号様式）

(変更承認)

第10条 市長は、補助対象事業の変更承認申請があった場合は、その内容を審査し、変更の承認をするときは、補助金変更承認書（第7号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（第9号様式）
- (2) 収支決算書（第10号様式）

(3) 子どもの孤食の状況や運営上の課題、利用者ニーズ等が把握できるアンケート調査等の調査票及びその結果

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第12条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告に係る補助対象事業が、こども食堂実施事業費補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、確定通知書（第11号様式）により通知する。

(請求)

第13条 補助事業者は、前条の通知を受領した日から起算して14日を経過した日までに請求書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長が、概算払の承認をした場合には、概算払請求書（第12号様式）により補助金の交付を請求することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年6月22日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

子ども食堂事業	補助額	補助対象経費
居場所型こども食堂	1事業当たり 15万円以内	消耗品費、材料費、印刷製本費、諸謝金、通信運搬費、使用料、賃借料、燃料費、水道光熱費、広告費、保険料、交通費、会場費その他市長が必要と認める経費
宅食型こども食堂	1事業当たり 20万円以内	